

生駒市行政改革大綱

アクションプラン

平成19年度～平成21年度

**生駒市行政改革推進委員会
(案)**

平成19年2月

アクションプランの位置づけ

- ◆ 「関西一魅力的な住宅都市」を実現し、地域の自立と発展の実現に向けて、各種の新たな施策を展開していくためには、旧来の行政システムを抜本的に見直し、新しい時代にふさわしい効率的で持続可能な行政システムの構築に取り組んでいくことが急務となっています。
このような認識の下、生駒市では、「生駒市行政改革大綱」を策定し、全庁を挙げて改革に取り組んでいくこととしました。
この「アクションプラン」は、行政改革の基本方針を示した「生駒市行政改革大綱」を受けて、「なにを、いつまでに、どのようにするか」を具体的に明らかにするものです。
「生駒市行政改革大綱」で定めた3つの“基本理念”（協働・効率・自立）と“取組み方針”に沿って、改革目標を明確にした、個々の〈アクションプラン〉を設定し、その下に具体的な〈取組み項目〉を掲げ、それぞれについて、達成目標を定めています。
さらに、改革の達成状況をより分かりやすい形で示すため、可能な限り数値目標を設定するとともに、担当部署を明確化しています。

アクションプランの期間

- ◆ 「アクションプラン」の期間は、平成19年度から平成21年度までの3年間とします。
行政改革大綱では、行政改革の推進期間を5年間としていますが、このアクションプランでは、可能な限り速やかな取組みを推進するため、中間年である平成21年度までに実施する項目を掲載しています。
アクションプランは、「生駒市行政改革推進委員会」や「生駒市行政改革推進本部」において、定期的に進行状況のチェックを受けるとともに、市民の皆さんに公表し、いただいた意見や提案を反映しながら、現状と課題の的確な把握のもと、期間途中においても効果的に見直し・改善を行っていく予定です。

| 取組み方針 | アクションプラン名 | 取組み項目 | 頁 |
|----------------------------|--|--|--|
| 1. 市民との信頼関係に基づいたまちづくりの推進 | (1) 市政に関する積極的な情報提供 (2) 目指すまちづくり像と役割分担の共有 (3) 市民の参加・参画・協働のための下地づくり | 市政に関する積極的な情報提供 目指すまちづくり像の共有と市民等との役割分担 市民の積極的な参加・参画・協働のための下地づくり | 分かりやすい財政情報の提供 1 投資的事業に関する情報提供の充実 2 電子情報サービスの充実 2 情報公開制度の充実 2 第5次総合計画の策定 3 市民自治基本条例の策定 4 パブリックコメント制度の確立 4 利用者等満足度調査の推進 5 NPOなどのパートナーの育成 5 まちづくり活動への支援 5 コンプライアンス体制の整備 5 各種委員会等への公募委員の登用 5 |
| 2. 経営的視点に基づいた効率的な行政サービスの提供 | (1) 新しい行政運営システムの確立と持続 (2) 新たな創意工夫による業務の効率化・コスト削減 (3) 行政資源の有効活用 (4) 行政サービスの範囲の明確化 (5) 民間活力の活用 | 予算制度と連携した行政評価システムの確立 内部管理業務の効率化及び民間委託の推進 長期的視点に立った公共施設の整備・維持管理 公共施設や市有地などの有効活用 新たな判断基準に基づいた使用料・手数料、補助金等の見直し 民間活力の活用 | 予算制度と連携した行政評価システム構築 6 電子市役所の構築 7 入札制度の改革 7 民間委託の推進 8 委託業務の効率化 8 新規施設整備のガイドラインの作成 9 主要施設の修繕計画の立案 9 公共工事におけるコスト縮減対策の推進 9 公共施設の有効活用計画の策定 10 公有財産の有効活用 10 行政サービスの範囲の検討 11 使用料・手数料等負担の見直し 11 補助金・交付金の見直し 12 民間活力導入体制の確立 13 指定管理者制度の再検討 13 |

| 取組み方針 | アクションプラン名 | 取組み項目 | 頁 |
|----------------------------|---|--|--|
| (1) より能力や実績が評価される人事管理制度の構築 | より能力や実績が評価される人事管理制度の構築 | 新たな人事評価システムの構築 任用制度等の見直し 給与制度の見直し | 14 14 14 |
| (2) 新たな挑戦を可能とする人材づくり | 新たな挑戦を可能とする職員と組織づくり | 業務改善発表会の実施 政策形成能力の養成 民間からの人材登用 | 15 15 15 |
| 3. 自立した自治体への変革 | 組織・機構の簡素化と職務職責の明確化 | 組織機構の簡素化 職務職責の明確化 附属機関等の見直し | 16 16 16 |
| (3) 自立に向けた組織・機構の見直し | 府内分権の推進 外郭団体の見直しと経営状況の透明性の確保 | 枠予算制度の導入 外郭団体の見直し 経営状況の公表 外郭団体への助言 | 17 18 18 18 |
| (4) 健全な財政運営の確保 | 財務状況及び目標の公表 職員数及び給与等の適正化 財源確保策の推進 | 中長期の財政計画の策定・公表 財務指標の目標値の設定 公会計の整備の促進 職員定数の適正化 各種手当の見直し 福利厚生の透明性向上 時間外勤務手当の削減 広告収入手法の研究・導入 納税環境の整備 花と緑と自然のまちづくり基金の設置 | 19 19 19 20 20 20 21 22 22 22 |

1. 市民との信頼関係に基づいたまちづくりの推進

(1) 市政に関する積極的な情報提供

| | |
|-----------|--|
| アクションプラン名 | 市政に関する積極的な情報提供 |
| 改革の目標 | <ul style="list-style-type: none">ガラス張りの行政運営を目指し、様々な情報を分かりやすく的確かつ積極的に市民に提供する。様々な情報を市民と行政で共有し、協働の基盤である市民との信頼関係を構築する。財政見込みや目標の達成状況などを説明することで、市民が長期的視点に立って市の方向性を検討できる環境を整える。 |
| 現状と課題 | <ul style="list-style-type: none">市の取組みや財政状況に対して職員の意識を更に高めるとともに、市民の関心も高められ、市民・職員とも、まちづくりの当事者として市の状況を正確に理解することが望まれる。市民に対して分かりやすく情報提供することはもちろんのこと、興味が持てる方法で情報提供が必要である。市民との信頼関係を構築するため、広範な情報を提供することが必要である。各部署によって情報提供に関する意識の差があり情報の質や量などに乖離が生じているため、一様の職員意識が求められる。 |

| 【取組み項目】/内容 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | (以降の予定) | 達成目標 | 数値目標 | 担当部署 |
|---|----------|----------|----------|---------|--|------|------|
| 【分かりやすい財政情報の提供】 現在の財務状況や将来的な財政見込みを分りやすく公表する。(将来的な財政見込みについては 19 ページ「中長期の財政計画の策定・公表」参照) ・将来的な財政見込(財政計画)など、中長期的な視点に立った経営情報の提供 ・ホームページ等を活用し、財政状況を分かりやすく公表 (H18 : 事業と予算の解説書の発行) | → | → | | | 市民や職員が財政状況を理解し、中長期的な視点に立って施策や事業のあり方について議論できる | | 財政課 |

| 【取組み項目】/内容 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | (以降の予定) | 達成目標 | 数値目標 | 担当部署 |
|--|----------|---|---|---------|--|---|-------|
| 【投資的事業に関する情報提供の充実】 施設整備などの重要案件については、費用対効果に加え、事業の効果やリスクなど、市民が比較検討できる情報を提供する。また、必要に応じてパブリックコメントを実施する。 (4 ページ「パブリックコメント制度の確立」参照) | | <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備時に公表すべき項目の検討、設定 | <ul style="list-style-type: none"> ・投資的案件を立案した場合は随時情報提供 ・パブリックコメントの運用 | | 市民が投資的案件の詳細な情報を事前に把握している | 投資額 1 億円以上の投資的案件の情報提供率 100%(平成 21 年度から) | 関係課 |
| 【電子情報サービスの充実】 インターネット等の IT 技術を活用し、行政運営の透明性を高めるための情報提供を積極的に進めるとともに、電子申請や施設予約システムなどのサービスの拡充を図る。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・積極的な情報提供の実施 ・電子申請システムの充実(電子申請、施設予約システム) ・ホームページのアクセシビリティ(見やすさ等)の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットを活用した各種市民サービスの検討、導入 | ➡ | 市民が必要な情報を容易に入手できる 様々な市民サービスをインターネットで利用できる | ホームページのアクセス件数 15%UP(平成 21 年度まで) | 情報政策課 |
| 【情報公開制度の充実】 市民への説明責任を果たし、公正で開かれた市政をさらに推進するため、情報公開制度の充実に向けた検討を図る。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・制度の充実に向けた検討 | <ul style="list-style-type: none"> ・制度改正 ・新制度の運用 | ➡ | 公文書が迅速かつ適切に公開される。 | | 情報公開室 |

1. 市民との信頼関係に基づいたまちづくりの推進

(2) 目指すまちづくり像と役割分担の共有

| | |
|-----------|--|
| アクションプラン名 | 目指すまちづくり像の共有と市民等との役割分担 |
| 改革の目標 | <ul style="list-style-type: none">まちづくりを市民と協働して進めるために、市民との間で「目指すまちづくり像」を共有する。その上で市の役割、市民やコミュニティ、NPOなどの役割についての合意形成を図る。 |
| 現状と課題 | <ul style="list-style-type: none">第4次総合計画では、まちづくりの目標を分かりやすい指標などで定義していなかったため進行管理が市民に見えにくい。市民との間で「目指すまちづくり像」を共有するためには、分りやすい「まちづくり指標」等を設定することが求められる。市民との役割分担を検討する際には、既存の施策・事業の必要性等を点検した上で、一部の市民だけではなく、多くの市民を取り込んでの議論が必要であり、十分な検討期間と検討体制を準備することが必要である。 |

| 【取組み項目】/内容 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | (以降の予定) | 達成目標 | 数値目標 | 担当部署 |
|--|--------------------------------|--|---|---------|----------------------|------|-------|
| 【第5次総合計画の策定】 地方分権時代を迎える自己責任・自己決定のもと、地域の特性を生かした自主性と自立性のなか、本市の長期的な視点から目指すべき将来像や基本方向を示す。 〔関連項目:6 ページ「予算制度と連携した行政評価システム構築」、11ページ「行政サービスの範囲の検討」〕 | (H18:市民意識調査の実施) ・総合計画審議会の設置 | <ul style="list-style-type: none">・基本構想、基本計画の素案作成・基本構想案等のパブリックコメント・基本構想の議会議決 | <ul style="list-style-type: none">・第5次総合計画のスタート | | 第5次総合計画の策定(平成 21 年度) | | 企画政策課 |

- ・「全面改訂」か「一部見直し」かの判断をした上で取組み
- ・上記スケジュールは「全面改訂」の場合

1. 市民との信頼関係に基づいたまちづくりの推進

(3)市民の参加・参画・協働のための下地づくり

| | |
|-----------|---|
| アクションプラン名 | 市民の積極的な参加・参画・協働のための下地づくり |
| 改革の目標 | <ul style="list-style-type: none"> 市民と行政がお互いに役割を認識し、尊重しパートナーシップ関係を築き協働によってまちづくりを進める。 市政への市民参加の機会を拡大し、市民と対話をしながら政策形成や事業の進行管理を行っていく。 行政運営の透明性を高め、市民との信頼関係を構築すること、目指すまちづくり像と役割分担を共有することを第一目標とする。 これまで行政が主として提供してきた公共的サービスについて、今後は様々な主体で支えていく必要性があることを市民に理解してもらう。 |
| 現状と課題 | <ul style="list-style-type: none"> まちづくりに関する市民の意識の高揚を図り、市民がまちづくりに興味を持ち、自らが当事者であるという意識を持てるような仕組みが必要である。 行政の問題の指摘あるいは問題の是非を論じるだけでなく、それに対する解決策を市民サイドでも検討していくなど、市民の意識改革も必要である。 地域コミュニティの根幹ともいえる自治会への加入率が横ばい傾向であり、「共助」の基本となる地域コミュニティの活性化が必要である。 取組みは、市民自治のあり方を総合的に検討する市民自治検討委員会での検討内容を充分に踏まえて進める必要がある。 |

| 【取組み項目】/内容 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | (以降の予定) | 達成目標 | 数値目標 | 担当部署 |
|---|--|--|--|---------|------------------------|---|---------|
| 【市民自治条例の策定】 市民自治、市民と行政の協働のあり方に関し、だれもが納得できる公明正大なルールをつくり生駒のまちづくりの最高規範とする。 | (H18: 市民自治検討委員会の設置) ・市民自治のあり方の調査・検討 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民自治基本条例素案の提言 ・市民自治基本条例の制定 | <ul style="list-style-type: none"> ・シンポジウムの開催 | | 平成 20 年度に市民自治基本条例を制定する | (平成 19~21 年度) シンポジウム・タウンミーティング参加者 2,800 名 市民自治検討委員会・専門部会 30 回開催 | 市民活動推進課 |
| 【パブリックコメント制度の確立】 市民生活に影響を与える制度の導入や計画策定に際し、広報やホームページで素案を公表し、市民の意見を制度や計画策定に反映させる。 | ・パブリックコメントの制度化(条例の制定) | ・制度の運用 | ➡ | | 市民の意見が反映された制度や計画が立案される | 重要計画等でのパブリックコメント実施率 100%(平成 19 年度から) | 企画政策課全課 |

| 【取組み項目】/内容 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | (以降の予定) | 達成目標 | 数値目標 | 担当部署 |
|--|---|---|--|---------|--|---|--------------|
| 【利用者等満足度調査の推進】 マーケティング手法を参考に、イベントや管理業務等に関する利用者の意向や満足度をアンケート調査し、市民の目線に立った事業改善を行う。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・民間の手法の検証 ・利用者等満足度調査の手引き作成 | <ul style="list-style-type: none"> ・各課における満足度調査の実施 | | 利用者の満足度の向上 | 市民窓口や施設利用窓口における満足度調査の実施回数年1回(平成 21 年度) | 企画政策課 関係課 |
| 【NPOなどのパートナーの育成】 協働のパートナーとなるコミュニティや NPO の自主性・自立性を尊重しながら、積極的にパートナーの支援、育成を行う。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・NPO 等の育成、支援方策の検討 | <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの核を担うパートナーの発掘と育成 | | コミュニティ及び NPO が主体的に公共サービスを提供している(助け合っている) | NPO 等との協働事業数 [平成 20 年度に設定] | 市民活動推進課 |
| 【まちづくり活動への支援】 地域課題の解決に向けた市民団体の自主的な活動を支援するため、市内の公益活動を行う任意団体が企画提案する事業などに実施経費の助成を実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・企画提案の募集 ・審査会(第三者機関)による審査 ・提案事業の実施 | ➡ | ➡ | | 市民活動団体がまちづくりの主体として機能している | まちづくり活動団体への支援数 20 件(平成 21 年度) | 市民活動推進課 |
| 【コンプライアンス体制の整備】 公正で透明性の高い市政運営を図るため、要望等の記録制度の構築等により、コンプライアンス(法令遵守)の体制を確立する。 行政改革推進委員会「口利き部会」の提言を踏まえて実施 | (H18: 条例の制定) 制度の運用 <ul style="list-style-type: none"> ・要望等の記録制度 ・第三者機関の設置 ・広聴機能の充実 | ➡ | ➡ | | 市民に開かれた公正な職務の執行がなされている | | 企画政策課 職員課 |
| 【各種委員会等への公募委員の登用】 重要施策等の決定に際して設置される各種委員会、協議会等に公募委員の登用を積極的に進める。 | (H18～公募委員の積極的な登用) <ul style="list-style-type: none"> ・公募手法等のルール化 | ➡ | | | 重要施策等の決定過程への市民参画が図られている | 各種委員会等の総委員数に占める公募委員の割合 [平成 20 年度に設定] | 企画政策課 関係課 |

2. 経営的視点に基づいた効率的な行政サービスの提供

(1)新しい行政運営システムの確立と持続

| | |
|-----------|--|
| アクションプラン名 | 予算制度と連携した行政評価システムの確立 |
| 改革の目標 | <ul style="list-style-type: none"> 限られた行政資源を効果的・効率的に活用し、自律改革を維持する確固たる基盤を確立するため、全ての事務事業について恒常的にPDCAサイクルによる評価を行い、その評価結果を事業の見直しや予算編成、施策の選択と集中などに反映させる。 行政評価の結果を市民に公表し、透明性を確保する。 |
| 現状と課題 | <ul style="list-style-type: none"> 現在導入している行政評価制度の対象が実施計画事業のみであるため、実施計画外の事業についても業績や成果を把握する仕組みが必要である。 職員の負荷が増大しないよう配慮して行政評価システムを拡充する必要がある。 |

| 【取組み項目】/内容 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | (以降の予定) | 達成目標 | 数値目標 | 担当部署 |
|--|---------------------------------------|---|--|-----------------------------|-------------------------|---------------------------|--------------|
| 【予算制度と連携した行政評価システム構築】 行政評価システムとして、資源配分を目的とした施策評価と、業績測定を目的とした事務事業評価を導入する。 | (H18:事務事業総点検の実施) •行政改革推進委員会による制度検討 | •事務事業の事後評価システムの構築と試行 •事業別のフルコスト(事業費+人件費)の算定 •施策評価システムの構築と試行 | •事務事業の事後評価システムの運用開始 •施策評価システムの仮運用 | H22 年度:事務事業評価、施策評価システムの完全稼働 | 平成 21 年度に事後評価結果を市民へ公表する | 業務改善の立案 20 事業以上(平成 21 年度) | 企画政策課 財政課 |

2. 経営的視点に基づいた効率的な行政サービスの提供

(2) 新たな創意工夫による業務の効率化・コスト削減

| | |
|-----------|--|
| アクションプラン名 | 内部管理業務の効率化及び民間委託の推進 |
| 改革の目標 | <ul style="list-style-type: none"> 府内の事務手続きや各部署内の日常業務について、簡略化、省力化を進め、意思決定のスピードアップを図る。 民間企業やNPOなどに委託できる業務については、積極的に委託を図る。 |
| 現状と課題 | <ul style="list-style-type: none"> 事務手続きの効率化など、既存制度の変更を容易とする環境を整える必要がある。 民間企業やNPOに委託できる仕事とできない仕事の区別ができておらず、委託可能な事業の洗い出しが必要である。 民間委託の判断基準の核となる人件費を見込んだコスト把握ができないため、事業ごとに人件費を把握しコスト比較を容易にする必要がある。 |

| 【取組み項目】/内容 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | (以降の予定) | 達成目標 | 数値目標 | 担当部署 |
|--|-----------------------------------|----------------------|----------------|-------------------------------------|------------------|------|---------------------|
| 【電子市役所の構築】 行政の効率化・迅速化・質的向上を図るため、「統合文書管理システム」や「電子決裁システム」などの導入を検討する。 | (H17:勤務情報システム(出退勤・休日勤務等)の導入) | | ・統合文書管理システムの導入 | 22年度:電子決裁の基盤の検討 23年度:電子決裁システムの導入 | 業務効率の向上を図る | | 情報政策課 職員課 文書課 |
| 【入札制度の改革】 入札における透明性、競争性の一層の向上を図るため、入札制度の改革を実施する。 行政改革推進委員会「入札部会」の提言を踏まえて実施 | 〈電子入札〉 ・県内各市協議 ・実証実験及びその説明会 | ・業者対象説明会 ・電子入札の開始 | (順次、案件拡大) | | 入札における透明性・競争性の確保 | | 総務課 |
| 〈その他の改革〉 「入札部会」の提言趣旨を踏まえ、順次実施 | | | | | | | |

| 【取組み項目】/内容 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | (以降の予定) | 達成目標 | 数値目標 | 担当部署 |
|--|--|------------------------------|---------------|--------------------|-----------------|----------------------------|-----------------------|
| 【民間委託の推進】 直営で実施した場合と委託した場合のコスト比較を行い、委託の可能性を検証する。 | ・委託可能な事務事業の洗い出し | ・事業別のフルコストを考慮した事務事業の委託可能性の検証 | ・委託可能な事務事業の委託 | | 民間委託によりコストを削減する | 新たな民間委託件数 [平成 19 年度に設定] | 企画政策課 (全課) |
| 【委託業務の効率化】 類似施設の管理業務を一括発注することを検討するとともに、長期継続契約の活用により、コストの削減を図る。 | (H18: 長期継続契約に関する条例の制定) ・長期継続契約の活用 | ・一括発注可能な施設、事業の検討 | ・一括発注の実施 | 22 年度:一括発注の適用範囲の拡大 | 一括発注によりコストを削減する | | 企画政策課 財政課 (関係課) |

2. 経営的視点に基づいた効率的な行政サービスの提供

(2) 新たな創意工夫による業務の効率化・コスト削減

| | |
|-----------|--|
| アクションプラン名 | 長期的視点に立った公共施設の整備・維持管理 |
| 改革の目標 | <ul style="list-style-type: none"> 既存施設の改修、機能更新需要の増大を踏まえ、主要施設について施設の修繕計画を立てるとともに、修繕計画を一括管理し、修繕費用の平準化を図る。また、計画的な修繕と適正な維持管理により、公共施設の安全性を確保する。 新規施設の整備に関しては、ライフサイクルコストを踏まえ、設計・施工時にVE（機能・品質を確保しつつ、投資コストを削減するための改善提案）を実施し、持続可能な施設整備を行う。 |
| 現状と課題 | <ul style="list-style-type: none"> 年度ごとに予算の範囲内で修繕を進めているため、計画的な修繕ができていない。 施設ごとの修繕計画が不十分であり、将来の修繕経費を把握することが困難である。必要な予算額を確保するためにも修繕計画をたて施設管理をする必要がある。 |

| 【取組み項目】/内容 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | (以降の予定) | 達成目標 | 数値目標 | 担当部署 |
|---|-------------------------|-------------------------------|-------------------------------|---------------|----------------------------------|--------------------------|--------------|
| 【新規施設整備のガイドラインの作成】 ライフサイクルコストを踏まえた事業計画をもって事業の実施を判断する仕組みを構築する。 | | ・ライフサイクルコストを踏まえた施設整備ガイドラインの検討 | ・ライフサイクルコストを踏まえた施設整備ガイドラインの策定 | | ライフサイクルコストを踏まえて事業実施を判断する仕組みを構築する | | 施設整備課 関係課 |
| 【主要施設の修繕計画の立案】 一定以上の床面積を有し、1981年の新耐震基準以前に建設された公共施設を中心に修繕計画を立案する。 | ・各施設の施設台帳、保全台帳等のデータベース化 | ➡ | ・順次長期修繕計画の立案 | ・フォローとフィードバック | 計画的な修繕により、長期的な施設の維持管理コストを削減する | 修繕計画立案件 数年間2件(平成21年度) | 施設整備課 |
| 【公共工事におけるコスト縮減対策の推進】 厳しい財政状況の中、より効率的・効果的な社会資本整備を進めるため、公共工事のプロセスをコストの観点から検証し、総合的なコスト縮減を目指す。 | | ・コスト縮減の調査研究 | ・コスト縮減実施 | | 公共工事に関するコストを削減する | コスト縮減率 5% (平成21年度) | 施設整備課 関係課 |

2. 経営的視点に基づいた効率的な行政サービスの提供

(3) 行政資源の有効活用

| | |
|-----------|--|
| アクションプラン名 | 公共施設や市有地などの有効活用 |
| 改革の目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・類似した機能や目的を持つ公共施設の整理統合を行うとともに、施設のリニューアルを進め、きれいで使い勝手の良い公共施設を確保する。 ・未利用地及び必要性の低い公共施設の売却・貸し付け等により、歳入を確保する。 |
| 現状と課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民の問い合わせ等に即答できるよう、公共施設利用実態の一括管理を行う必要がある。 ・今後、全ての公共施設を維持・更新することは財政的に厳しくなることが想定されるため、既存施設を有効に活用する方法を検討する必要がある。 |

| 【取組み項目】/内容 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | (以降の予定) | 達成目標 | 数値目標 | 担当部署 |
|---|----------|---|---|--------------|----------------------|---|--------------|
| 【公共施設の有効活用計画の策定】 既存公共施設の効率的、効果的な運営を図るため施設の利用状況、他の施設との統合、共用の可能性、施設の存続の適否等について、総合的、横断的な観点からの検討を行い、公共施設の有効活用を進める。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の利用実態調査と分析 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケートの実施 ・有効活用計画の策定 | 22 年度: 整理・統合 | 長期的な視点に立った施設の有効活用を図る | 各施設の稼働率 [各公共施設の利用実態調査を踏まえ、平成 20 年度に設定] | 企画政策課 関係課 |
| 【公有財産の有効活用】 将来において行政目的を持つ見込みのない未利用地等の公有財産について、売却、貸付等を含めた適正管理と有効利用を実現する。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・未利用地の所管課ヒアリング ・行政改革推進委員会による未利用地の有効活用手法の検討 | <ul style="list-style-type: none"> ・未利用地の有効活用の実施 | ➡ | 未利用地を有効に活用する | 未利用財産の有効活用又は売却割合 50% (平成 21 年度) | 関係課 企画政策課 |

2. 経営的視点に基づいた効率的な行政サービスの提供

(4) 行政サービスの範囲の明確化

| | |
|-----------|--|
| アクションプラン名 | 新たな判断基準に基づいた使用料・手数料、補助金等の見直し |
| 改革の目標 | <ul style="list-style-type: none"> 行政サービスの範囲を明確にし、公明正大な受益者負担とする。 |
| 現状と課題 | <ul style="list-style-type: none"> 行政サービスの範囲が明確に定められていないため、市民ニーズに応え、民間企業が提供することができるサービスも行政サービスとして提供してしまっている。行政しか提供できないサービスの範囲を認識する必要がある。 事業別のフルコストが把握できていないため、適切な受益者負担額を算定することができない。 |

| 【取組み項目】/内容 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | (以降の予定) | 達成目標 | 数値目標 | 担当部署 |
|--|---|--|---|---------|--------------------------------|-----------------------------|-------|
| 【行政サービスの範囲の検討】 市民参画のもと、公共性やサービスの受益者の特性などを考慮して、行政サービスの範囲を位置づける基準を明確にする。 また、公共サービスの提供主体を決定するための手続として、市場化テストの活用について検討を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> 行政サービスの範囲を位置づける基準を検討 市場化テストの導入検討 | ➡ | <ul style="list-style-type: none"> 市場化テストの実施 | | 行政サービス範囲の基準を設定し、既存行政サービスを総点検する | 市場化テストの活用事業件数 2 件(平成 21 年度) | 企画政策課 |
| 【使用料・手数料等負担の見直し】 使用料・手数料及び負担金等については、受益と負担及び事務事業の性格、市民ニーズ等を考慮しながら、減免制度を含めて見直しを行う。 | <ul style="list-style-type: none"> 現状分析 社会教育施設の減免基準等の見直し | <ul style="list-style-type: none"> フルコストを踏まえた見直し基準の策定 使用料・手数料等の見直し | ➡ | | フルコストを考慮して、使用料・手数料、減免制度を見直す | | 財政課 |

| 【取組み項目】/内容 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | (以降の予定) | 達成目標 | 数値目標 | 担当部署 |
|--|-------------------------------|---|---|---------|----------------------------|------|------|
| <p>【補助金・交付金の見直し】 補助金・交付金については、公益性や事業効果の観点から、対象事業や対象項目の見直しを行うとともに、統一的な補助金交付のルールを確立する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 行政改革推進委員会「補助金部会」の提言を踏まえて実施 </div> | (H18:既存補助金の検証) ・補助金交付基準の策定 | [継続的な見直しの実施]  |  | | 見直し基準を明確にし、補助金・交付金を抜本的に見直す | | 財政課 |

2. 経営的視点に基づいた効率的な行政サービスの提供

(5) 民間活力の活用

| | |
|-----------|---|
| アクションプラン名 | 民間活力の活用 |
| 改革の目標 | ・指定管理者制度、PFI の導入など、積極的に民間企業や団体の活用を試みる。 |
| 現状と課題 | ・民間活力の導入を検討できる体制が整っていないため、導入可能性調査も難しい状況にある。今後、様々な分野での規制緩和が行われることを考慮すると、早急に体制を整えることが必要である。 |

| 【取組み項目】/内容 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | (以降の予定) | 達成目標 | 数値目標 | 担当部署 |
|--|---------------------|---------------------|-----------------------|---------|-----------------------------|----------------------------------|--------------|
| 【民間活力導入体制の確立】 新規事業立案時、既存施設の再生計画立案時に、PFI をはじめ、公設民営、地方独立行政法人の活用など多様な手法の可能性を検討するための、環境を整備する。 | ・多様な手法を検討するための体制づくり | ・民間活力導入ガイドラインの作成 | ・各施設整備事業等において多用な手法を検討 | | 平成 21 年度までに、各手法を導入できる体制を整える | 対象施設の民間活力導入検討率 100% (平成 21 年度以降) | 企画政策課 |
| 【指定管理者制度の再検討】 指定管理者制度における他自治体の事例を研究し、指定管理者の対象に民間企業を含めて検討を進める。 | (H18: 指定管理者の導入) | ・直営施設への指定管理者制度導入の検討 | ・指定管理者の再検討 | | 指定管理者の選定時には公募を実施する | 公募実施率 50% (指定管理者の再指定時) | 企画政策課 関係課 |

3. 自立した自治体への変革

(1) より能力や実績が評価される人事管理制度の構築

| | |
|-----------|---|
| アクションプラン名 | より能力や実績が評価される人事管理制度の構築 |
| 改革の目標 | <ul style="list-style-type: none"> 職員の蓄積した経験や知識を含めて、職責・能力・業績について公正で透明性の高い評価を行い、より能力や実績を重視した管理制度とする。 質の高い行政サービスを提供するため、職員の意欲を高め、職員が持てる能力を最大限に発揮できるよう、経験年数や年齢を考慮した人事管理制度から、能力や実績が待遇や給与等に反映される人事管理制度へ移行する。 |
| 現状と課題 | <ul style="list-style-type: none"> 経費削減問題等もあり、年功序列による人事管理制度を継続することは難しい状況にある。また、現行の異動、昇任、研修等の人事管理について制度の見直しが必要である。 |

| 【取組み項目】/内容 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | (以降の予定) | 達成目標 | 数値目標 | 担当部署 |
|--|---------------|---------------|-------------------|---------|---------------------------|------|------|
| 【新たな人事評価システムの構築】 職員の職責に応じ、能力や実績を評価する制度に見直す。 | ・人事評価システムの再構築 | ・人事評価システムの試行 | ・人事評価結果を待遇・給与等に反映 | | 実績を上げた職員が報われる評価制度を実現する | | 職員課 |
| 【任用制度等の見直し】 能力と意欲のある職員の抜擢など、柔軟な任用制度を検討する。免職、降任、降格について明確な基準、手続きの整備を図る。 | ・任用制度の見直し | ・新たな任用制度の運用開始 | ➡ | | 能力と意欲のある職員を登用する | | 職員課 |
| 【給与制度の見直し】 人事評価システムと連動し、業績等が給与や手当に反映される給与制度に見直す。 | | | ・人事評価結果を待遇・給与等に反映 | | 平成 21 年度から人事評価結果を給与等に反映する | | 職員課 |

3. 自立した自治体への変革

(2)新たな挑戦を可能とする人材づくり

| | |
|-----------|---|
| アクションプラン名 | 新たな挑戦を可能とする職員と組織づくり |
| 改革の目標 | <ul style="list-style-type: none"> よりよい行政サービスを提供するために、各職員が日常業務の遂行にとどまることなく習慣的に改善に取組めるような、職員の意識改革・体質改善を図る。 職員一人ひとりの能力や意識を高め、創意工夫できる職員づくりを目指すとともに、前例踏襲にとらわれず、新たな取組みに積極的に挑戦する組織をつくる。 |
| 現状と課題 | <ul style="list-style-type: none"> これまで職員の能力を高めるための多種多様な研修を行っているが、研修の成果を確認することが困難である。 本市に限らず、自治体は継続的かつ定型的なサービスも多く、サービスに対する創意工夫や改善が生まれにくい場合がある。創意工夫や改善を生み出す仕組みを構築する必要がある。 |

| 【取組み項目】/内容 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | (以降の予定) | 達成目標 | 数値目標 | 担当部署 |
|---|-------------------|------------|-------------|---------|-------------------------|------------------------------------|-------|
| 【業務改善発表会の実施】 行政評価と連携した業務改善運動を実施し、全庁的な発表会を開催する。 | (H18: 職員提案制度の再構築) | | ・業務改善発表会の開催 | | 改善に積極的に取組む組織風土を醸成する | 業務改善の創出 20 事例(平成 21 年度) | 企画政策課 |
| 【政策形成能力の養成】 中堅職員を対象に市の政策課題に関する先進事例の研究などにより、政策提案等を行う。 | ・先進事例研究研修の再構築 | ➡ | ➡ | | 政策形成能力や創造性を高め、組織の活性化を図る | 政策課題研修の実施回数: 年間 10 回以上(平成 19 年度から) | 職員課 |
| 【民間からの人材登用】 前例踏襲にとらわれない新たな発想を生み出すために、民間からの人材登用を推進する。 | ・人材登用のあり方の検討 | ・民間からの人材登用 | ➡ | | 改善に取組む組織風土を醸成する | 民間からの登用数 [H20 年度に設定] | 職員課 |

3. 自立した自治体への変革

(3)自立に向けた組織・機構の見直し

| | |
|-----------|---|
| アクションプラン名 | 組織・機構の簡素化と職務職責の明確化 |
| 改革の目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・府内各部門の役割と責任を明確にするとともに、意思決定のスピードアップと迅速で弹力的な組織運営を行うため組織の階層構造を簡素化し、目的志向型の組織に再編する。 ・組織・機構の簡素化に合わせて、管理職の職務職責を明確にし、効果的かつ効率的な組織運営を行える環境を整備する。 |
| 現状と課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・これまで組織・機構の見直しにより、行政需要の多様化、高度化に対応してきた。(H6 年度：12 部、54 課、133 係→H14 年度：12 部、59 課、150 係) ・H17～21 年の間に約 140 人（全職員の約 14%）の退職者が想定されているため、より少ない人数で既存の行政サービスを維持向上することができる組織・機構に移行する必要がある。 |

| 【取組み項目】/内容 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | (以降の予定) | 達成目標 | 数値目標 | 担当部署 |
|--|---|---|----------|---------|----------------------------|----------------------------------|--------------|
| 【組織機構の簡素化】 目的志向型の組織、階層構造の簡素化を目指して組織の再編を行う。また、それに応じた事務分掌の見直しを行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・組織機構の再編 ・事務分掌の見直し | | | | 組織のフラット化、簡素化を図る | 「部」で 1 部、「課」で 6 課の減少(平成 21 年度まで) | 企画政策課 職員課 |
| 【職務職責の明確化】 組織機構の簡素化及び各部門への権限移譲に合わせて職務職責を見直し、組織の命令指揮系統の明確化を図る。 また、業務執行に関する部長から課長等への権限移譲を進め、現場での即時解決力を高める。 | <ul style="list-style-type: none"> ・管理職の職務職責の見直しに向けた検討 | <ul style="list-style-type: none"> ・管理職の職務職責の見直し | | | 職員の職務職責を明確にし、人事評価制度との連携を図る | | 企画政策課 職員課 |
| 【附属機関等の見直し】 条例等に基づく附属機関及び各種委員会等の整理統合とともに、委員の選任や運営手法のルール化(公募手法、会議公開等)を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・附属機関等の見直しに向けた検討 | <ul style="list-style-type: none"> ・附属機関等の整理統合、ルール化の実施 | | | 附属機関等が効率的に設置され、効果的に運営されている | | 企画政策課 |

3. 自立した自治体への変革

(3) 自立に向けた組織・機構の見直し

| | |
|-----------|--|
| アクションプラン名 | 庁内分権の推進 |
| 改革の目標 | <ul style="list-style-type: none">政策立案機能の強化と弹力的な事業執行を可能とする体制を整えるため、各部門を1つの経営体として自立した運営が行えるよう、予算編成、執行権、人事権などの一部を各部門へ移譲する。各部門における意思決定過程の透明性を確保し、説明責任を果たすことのできる体制を整える。 |
| 現状と課題 | <ul style="list-style-type: none">各部あるいは各課における裁量の範囲が狭いため、重要事業の実施が滞ったり、市民への対応に時間を要したりする場合がある。権限の移譲にあたっては、段階的に権限の移譲を進め、各部門のマネジメント力を育成する必要がある。 |

| 【取組み項目】/内容 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | (以降の予定) | 達成目標 | 数値目標 | 担当部署 |
|--|--------------|-------------|--------------------------|---------|---------------------------|------|---------------------|
| 【枠予算制度の導入】 事業への予算配分権限及び職員配置に関する人事権の一部を各部門へ移譲する。 | ・枠予算制度の検討・構築 | ・枠予算制度の試行導入 | ・枠予算制度の本格運用 ・人事権の一部移譲 | | 平成21年度までに、枠予算制度の本格運用を開始する | | 財政課 企画政策課 職員課 |

3. 自立した自治体への変革

(3)自立に向けた組織・機構の見直し

| | |
|-----------|--|
| アクションプラン名 | 外郭団体の見直しと経営状況の透明性の確保 |
| 改革の目標 | ・生駒市ふれあい振興財団、土地開発公社などの業務内容や経営状況などについて、市民にわかりやすく説明し、健全で透明性の高い企業経営を目指す。 |
| 現状と課題 | ・市が所管する公社等外郭団体の事業内容や経営状況が十分に公表できていない。 ・外郭団体を所管する部署による監査は行われているが、更に客観的な経営診断などが必要である。 |

| 【取組み項目】/内容 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | (以降の予定) | 達成目標 | 数値目標 | 担当部署 |
|--|-----------------------|----------------------|----------|---------|---------------------------|------------------------------|--------------|
| 【外郭団体の見直し】 出資比率 50%以上又は一定の財政支援を行っている団体を対象に業務内容を再整理し、現在のニーズにあったあり方を検討する。 | ・外郭団体の事業内容や経営状態の把握・整理 | ・外郭団体の見直しの実施 | ➡ | | 平成 21 年度までに外郭団体の見直しを完了させる | | 企画政策課 所管課 |
| 【経営状況の公表】 外郭団体の事業内容、経営状況、公的支援状況などについて、市民にわかりやすく公表する。 | ・外郭団体の事業内容や経営状態の把握・整理 | ・外郭団体の事業内容や経営状況の情報公表 | ➡ | | 事業内容や経営状況を継続的に分かりやすく公表する | 外郭団体の経営情報公表割合 100%(平成 21 年度) | 企画政策課 所管課 |
| 【外郭団体への助言】 外郭団体の経営状況を市においても把握し、必要に応じて健全な経営のための助言等を行う。 | ・必要に応じて適宜実施 | ➡ | ➡ | | 外郭団体の健全な経営状況を確保する | | 企画政策課 所管課 |

3. 自立した自治体への変革

(4)健全な財政運営の確保

| | |
|-----------|--|
| アクションプラン名 | 財務状況及び目標の公表 |
| 改革の目標 | <ul style="list-style-type: none"> 健全な財政運営を確保するため、中長期的な財政状況について推計するとともに、府内外にわかりやすく説明し、市民や職員が中長期的な視点で本市の将来を理解し、考えることのできる環境を整える。 |
| 現状と課題 | <ul style="list-style-type: none"> 中期の財政見通しの作成は毎年行っているが、市民や職員が財政状況を踏まえて本市の将来について議論できるまでには至っていないため、理解を深める環境整備が必要である。 これまで市の経営目標を十分に説明できていなかったため、市民や職員に対して経営目標を提示することが必要である。 |

| 【取組み項目】/内容 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | (以降の予定) | 達成目標 | 数値目標 | 担当部署 |
|---|-------------------|--|----------------|---------|--|--|------|
| 【中長期の財政計画の策定・公表】 公共施設の維持管理費の増加リスク、高齢化による税収減のリスクなどを踏まえた中長期の財政見通しを推計し、持続可能な財政計画を策定する。 | ・財政計画の策定・公表 | [継続的な見直しの実施]   | | | 将来的リスクを加味した財政計画を判断材料として、健全な財政運営を継続している | | 財政課 |
| 【財務指標の目標値の設定】 市の経営目標として、市債残高や経常収支比率等の財務指標の改善目標値を設定する。 | ・財政計画に基づいた経営目標の設定 | | ・経営目標の達成度の中間評価 | | 職員が経営目標を共有し、健全な財政運営を継続している | 市債残高平成 17 年度比 8% 削減(平成 21 年度まで) 経常収支比率平成 17 年度比 3% 削減(平成 21 年度まで) | 財政課 |
| 【公会計の整備の促進】 企業会計的な要素を取り入れた財務諸表(貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書)について、市単体及び関連団体等も含む連結ベースでの整備と情報の開示に取り組む。 | ・公会計の整備のあり方の検討 | ・新たな財務諸表の整備、公表  | | | 資産・債務の適正な管理と情報の開示が行われている | | 財政課 |

3. 自立した自治体への変革

(4)健全な財政運営の確保

| | |
|-----------|---|
| アクションプラン名 | 職員数及び給与等の適正化 |
| 改革の目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・職員数の適正化を図るとともに、諸手当等を含む給与を適正化し、健全で持続可能な財政運営を目指す。 ・総務省の「新地方行革指針」等を踏まえて平成18年度に策定する「定員適正化計画」に基づく定員目標を実現する。 ・職員の給与については、給与水準を見直し、職員の能力や実績を重視した体系づくりを推進する。 |
| 現状と課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・事務事業の見直しや官民の役割分担の見直し、民間活力の導入などを踏まえ、今後も定員目標の達成に向けて取組む必要がある。 ・各種手当については、時代の流れ、技術の進歩、行革推進の見地などから一定の基準に基づき、一部廃止も含め、見直しを行う必要がある。 |

| 【取組み項目】/内容 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | (以降の予定) | 達成目標 | 数値目標 | 担当部署 |
|--|--|--------|-------------|----------------|--|------------------|------|
| 【職員定数の適正化】 各部署の業務量を勘案した事務の統廃合を進め、組織編制、職員配置、民間委託などの対応により、増員を抑制し、定員の適正化を図る。 | ・平成17年4月1日現在の職員総数1004人を、平成22年度までに10%削減 | ➡ | ➡ | 23年度:定員適正化の見直し | 人口あたりの職員数を奈良県で最も少ない水準とする | 職員総数906人(平成22年度) | 職員課 |
| 【各種手当の見直し】 各種手当に関して、社会経済情勢、民間の動向、行革推進の見地などから総点検を行う。 | ・特殊勤務手当、管理職手当について見直しを図る | ➡ | ➡ | | 市民と職員が納得しあえる手当とする 各種手当の数又は手当の額の削減目標を設定 [平成19年度に設定] | | 職員課 |
| 【福利厚生の透明性向上】 職員の福利厚生については、市民に対し内容を明らかにするとともに、必要に応じて見直しを行う。 | (H18:職員互助会補助金の見直し) | | ・福利厚生内容の見直し | | 市民と職員が納得しあえる福利厚生制度とする | | 職員課 |

| 【取組み項目】/内容 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | (以降の予定) | 達成目標 | 数値目標 | 担当部署 |
|--|----------------------------------|-------------------|----------|---------|-----------------------|--|------|
| 【時間外勤務手当の削減】 能率の低下や職員の健康障害の発生を防止するとともに、人件費の抑制を目指し、時間外勤務時間の削減を図る。 | ・毎週水曜日のノ一残業デーを徹底し、時間外勤務時間の削減を図る。 | ・時間外勤務時間数の削減計画の策定 | ・運用 | | 職員一人当たりの時間外勤務時間数を削減する | 職員一人当たりの時間外勤務手当を平成 18 年度対比 90% 以下とする(平成 21 年度まで) | 職員課 |

3. 自立した自治体への変革

(4)健全な財政運営の確保

| | |
|-----------|---|
| アクションプラン名 | 財源確保策の推進 |
| 改革の目標 | <ul style="list-style-type: none"> 市民の税負担の公平性と自主財源の確保を図るため、市税を納めやすい環境を整えるとともに、収納部門の体制を強化し、歳入の確保を図る。 広告収入など新たな財源確保策を導入し、歳入の確保を図る。 |
| 現状と課題 | <ul style="list-style-type: none"> 個人市民税を中心とした市税収入は平成 10 年度以降、減少傾向にある。徴収率の向上策を含め、減少している項目についてはその課題を検証する必要がある。 個人市民税を納税する市民の高齢化によって、将来的に個人市民税収入が大幅に減少することが予想される。 厳しい経済状況において新たな財源を確保するためには、既成概念にとらわれない新たな取組みや工夫が不可欠である。 |

| 【取組み項目】/内容 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | (以降の予定) | 達成目標 | 数値目標 | 担当部署 |
|--|--|--|---|---------|-------------------------------|---|-------|
| 【広告収入手法の研究・導入】 ホームページ、広報、コミュニティバスや公共施設内への広告の掲示など、広告収入を得るために手法を検討し、順次導入する。 | <ul style="list-style-type: none"> 広告収入手法の研究 広告掲載要綱の策定 | <ul style="list-style-type: none"> 広告収入手法の導入 | <ul style="list-style-type: none"> 広告収入手法の実施 | | 歳入を確保する | 新たな収入の確保額 [平成 19 年度に設定] | 企画政策課 |
| 【納税環境の整備】 コンビニエンスストアでの税金収納の範囲を拡大する。また、口座振替割合を高め、納税忘れを防ぐとともに、収税にかかるコストを削減する。あわせてクレジットカード納付の導入についても検討を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> コンビニエンスストアでの税金収納範囲の拡大 | <ul style="list-style-type: none"> 口座振替の推進 納期内納付の促進 クレジットカード納付の検討 | ➡ | | 税の徴収率を上げるとともに、収税コストを減少させる | 口座振替率 35% 以上(平成 21 年度) 市税徴収率 [向上策を検討の上、平成 20 年度に設定] | 収税課 |
| 【花と緑と自然のまちづくり基金の設置】 市民との協働による花と緑と自然のまちづくり事業を推進するため、市民からの寄附金を募り、基金を設置する。 | <ul style="list-style-type: none"> 基金の設置及び運用 | <ul style="list-style-type: none"> 基金の運用 | ➡ | | 資金面からの市民参加を促進するとともに、事業資金を確保する | 基金への寄附額 300 万円(平成 21 年度まで) | 公園緑地課 |